

○ 財務省告示第三百三十一号  
平成十一年九月十八日より告示する。政府短期証券の規定に基づき、平成十一年大蔵省行二令六号～第五条第十一項の規則（平成十一年大蔵省告示第三百三十一号）に依り告示する。

國庫短期証券（第五十五回）  
財務大臣 藤井裕久

二 一 行二令六号～第五条第十一項の規則（平成十一年大蔵省告示第三百三十一号）に依り告示する。

の法発号名称及び記

條律行項及び根拠

四 三 二 一 行二令六号～第五条第十一項の規則（平成十一年大蔵省告示第三百三十一号）に依り告示する。

用振替等の方法の適

發行方法の適

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財  
国定特あ争入。～格替適下へ債項五項律計号資四政  
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法、及条、第に～金号法  
市る参て札發によ下競闘を振替式第一九十九株び第二關第法～  
場も加、と行る争は受け価に日けるに付本銀もとの  
特の者財同「発行格付銀行の競争て行の」とい  
別にご務時と行るに臣行う（以下入行とす）。  
參よと大にい（以下入行とす）。  
加るに臣行う（以下入行とす）。  
者発応がわ～下入行とす。  
・行募各れ及一札わする。  
第へ限國るび価一れ。の  
I以度債入価格とる。そ規  
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募	
振額最 替 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	低行争非者特国入価込 額入価・別債札格金 札格第参市発競金 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格 札格第参市発競 發競I加場行争の	
千 万 円  規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六四十五 万千兆 七五万千 千百五九 九七千百 百十二八 三七百十 十億円九 円三億 千九 七千 百七 三百 十	万額円額 円面面 金金 額額 でで 四五 千兆 五百 百七 十九 九億 千	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を囲別応ち 割内參募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい	価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

